設置が、まだお済でない方へ!

~ 火災からあなたと家族を守る ~

住宅用火災警報器をつけましょう

平成16年6月の消防法の改正により、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けされました。

■ 住宅用火災警報器とは?

- 火災が発生した時に、自動的に火災の煙(熱)を感知し、警報音(ピーピーピー)や音声(火事です、 火事です)で知らせてくれる器具です。
- ・感知器の種類には、煙式と熱式があります。

■ どこに設置するの?



- 就寝に使用する部屋の天井又は壁体に煙式の警報器を設置する。
- 2階に就寝する居室がある場合、2階の踊り場の天井又は壁体にも設置する。
- 台所は設置の義務ではありませんが 台所からの出火が火災原因の上位に 入っています。できるだけ設置すること をお勧めします。

また、台所に警報器を設置する場合は、熱式の設置をお勧めします。

■ 何で寝室なの?

近年の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。以下同じ。)の発生状況を経過別に見ると、逃げ遅れが最も多く、全体の約6割を占めています。(年齢別では高齢者が6割、要因別では逃げ遅れが6割)

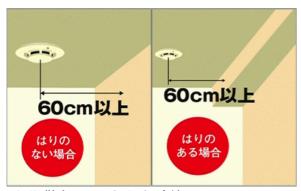
また、死者の発生状況を時間帯別にみると、火災件数は起きている時間帯が多い一方で、火災死者数は就寝時間帯の方が多くなっています。

つまり、**就寝時間帯が、昼間に比べて人命の観点で危険性が高い**と言えるのです。<u>(就寝時間帯が昼間に比べ、人命の観点で危険が高い)</u>

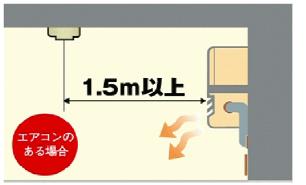
このため、**必要最小限で効果の高いと考えられる場所として、「寝室**」に設置することとされました。

■ 取付ける位置は?

【 天井取付けの場合 】

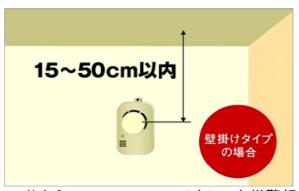


火災警報器の中心を壁体(はり)から60cm 以上離して設置してください。



エアコン等の噴出し口から1.5m以上離して設置してください。

【 壁取付けの場合 】



天井から15cm~50cm以内に、火災警報器の中心がくるように設置してください。

■ どこで買えば良いの?

住宅用火災警報器は、防災設備取扱店や家電量販店及びホームセンター等で販売されています。

また、火災警報器を購入する場合は、検査基準をクリアした日本消防検定協会の「NSマーク」が付いたものを選びましょう。



■ 悪質な訪問販売等に注意!

- ◎ 消防職員の服装をよそおい販売をする。
- ◎ 消防職員が火災警報器や消火器を販売することはありません。
- ◎ 住宅用火災警報器の訪問販売は、クーリング・オフ制度が適用されます。(契約書を受け取った日から8日以内であれば、契約を解除できる制度です。上記の件について不安に感じたら、下記の消費生活相談窓口へお問い合わせ下さい。

消費生活相談窓口【お問い合わせ先】	
鹿児島県消費生活センター	TEL 099-224-0999
鹿屋市消費生活センター	TEL 0994-31-1169
東串良町(企画課・企画広報係)	TEL 0994-63-3131
肝付町(企画課・商工観光係)	TEL 0994-65-2511
錦江町(産業振興課・経済チーム)	TEL 0994-22-0511
南大隅町(商工観光課・商工係)	TEL 0994-24-3111